

福島県 旅券(パスポート)の申請案内 (2009年9月現在)

- ◆この申請の案内は、①旅券を初めて申請する方、②前の旅券の有効期限が切れ、再度申請する方、③有効期間が1年未満となった旅券を新規旅券に切り替える方を対象とするものです。
- ◆旅券を紛失・焼失・損傷してしまった方、旅券面の記載事項に変更のある方、査証欄の増補が必要となる方は、福島県パスポートセンター(024-525-4032)までお問い合わせください。

申請に必要な書類

福島県で申請できるのは、日本国籍を有し、原則として福島県内に住民登録をしている方です。

<p>1 一般旅券発給申請書 1通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●20歳以上の方→10年用・5年用のいずれかを選択できます。 ●20歳未満の方→5年用に限られます。 ●申請書は、福島県パスポートセンター及び各旅券(パスポート)窓口にあります。
<p>2 戸籍謄本又は戸籍抄本 1通 (発行日から6か月以内のもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●有効期間内の旅券を切り替える場合で、戸籍の記載内容(氏名、本籍地都道府県等)に変更がない方は、戸籍の提出を省略できます。 ●同一戸籍内にある2人以上の方が同時に旅券を申請する場合は、戸籍謄本1通とその全頁分のコピー(2人目以降の人数分)とすることができます。一部分をコピーしたものは無効です。
<p>3 住民票 1通 (発行日から6か月以内のもの)</p> <p>住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)を利用する場合は、住民票は省略できます。 (窓口で申し出てください。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●住民票コード(11桁)がわからない方でも住基ネットが利用可能です。 ●同一世帯以外の方が代理で提出する場合は、住民票コード欄は空白とし記入しないでください。 ●次の方は、住民票の提出が必要になります。 <ul style="list-style-type: none"> ①福島県内に住民登録していない方が福島県で申請する場合(居所申請) ②矢祭町に住民登録をしている方 ③住基ネットの利用を希望しない方 ④1週間以内に住所・氏名を変更した方 ●同一世帯の2人以上の方が同時に申請する場合は、世帯全員の記載された住民票1通とその全頁分のコピー(2人目以降の人数分)とすることができます。一部分をコピーしたものは無効です。
<p>4 写真 1枚 (6か月以内に撮影したもの)</p> <p>(単位:mm)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●申請者本人のみが撮影されているもの。 ●提出の前6か月以内に撮影されたもの(現在の容貌と著しく異なる場合には、撮り直しをお願いすることがあります。) ●縁なしで左記図面の各寸法を満たしたもの(顔の寸法は頭頂(髪を含む)から顎まで)。 ●無帽で正面を向いたもの。 ●背景や影がないもの(頭髪の色と背景が同系色で輪郭が見分けにくい場合には撮り直しをお願いすることがあります。) ●デジタル写真の場合は、ドット(網状の点)やジャギー(階段状のギザギザ)、インクのにじみなどがみられるものは不相当です。写真専用紙を使用し、鮮明な画質で印刷してください。 ●スピード写真等をご利用の場合は、証明写真としての規格に適合しているか確認の上、提出してください。規格に適合していない写真は、撮り直しをお願いすることになります。 <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p align="center">※ふさわしくない写真の例(次の写真は受付できません)</p> <ul style="list-style-type: none"> △指定の規格、寸法を満たしていないもの。写真にキズや汚れのあるもの。 △背景と人物の境目がわかりにくいもの。椅子等背景があるもの。 △サングラスやマスクをかけ人物を特定できないもの。表情が平常と著しく異なるもの。 △眼鏡のフレームや照明の反射が目にかかっているもの。髪が目にかかっているもの。 △幅の広いヘアバンド等により頭部が隠れているもの。顔が横向きのもの。 △背景の色がきつく人物を特定しづらいもの。影があるもの。 </div>
<p>5 本人確認の書類 (有効な原本に限る。コピーは不可)</p> <p>※住所、氏名等の記載事項が現在の状況と正確に一致していることを確認の上、持参してください。</p> <p>※小学生以下の方で本人確認書類が用意できない場合、親権のある法定代理人の右記書類を持参してください。</p> <p>※代理人が申請書を提出する場合、申請者本人と代理人それぞれの『本人確認書類』が必要です。</p> <p>※該当するものがない方は、必ず事前にご相談ください。</p>	<p>①1点の提示(出)でよいもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>日本国旅券(失効後6か月以内のものを含む)、運転免許証、住民基本台帳カード(写真付)、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、官公庁・独立行政法人・特殊法人・官公庁共済組合職員の身分証明書(写真付)、身体障害者手帳(偽造防止、写真付)、航空従事者技能証明書等外務省令に定める免許証等</p> </div> <p>②2点の提示(出)が必要なもの(イ十口)又は(イ十イ)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>イ 健康保険証、国民健康保険証、船員保険証、共済組合員証、介護保険証、国民年金・厚生年金・船員保険の年金手帳又は年金証書、共済組合年金証書、恩給証書、印鑑登録証明書とその登録印、後期高齢者医療被保険者証</p> <p>□ 失効旅券(失効後6か月を経過した旅券で本人確認できるもの)、学生証(写真付)、会社の身分証明書(写真付)、公の機関が発行した資格証明書(写真付)、在学証明書、療育手帳、母子手帳(乳幼児に限る)、源泉徴収票(直近のもの)</p> </div>
<p>6 最後に受け取った旅券</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●有効期間内の旅券(パスポート)を切替申請する場合には、必ず提出してください。 ●失効している場合でも、その旅券(パスポート)をお持ちください。
<p>7 印鑑</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●本人確認書類として印鑑登録証明書を提出する場合は、登録印をお持ちください。 ●訂正印をご準備ください(認印で可)。